

スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象の確認作業について

■ 補助の目的及び補助対象施設種別

消防法施行令が改正され、平成 27 年 4 月から、小規模な特別養護老人ホーム等（延べ床面積 275 ㎡以下）についても、入所者の要介護度に関わらず、スプリンクラー設置が義務づけられました。平成 30 年 3 月までの経過措置期間中に未設置施設も整備できるよう、必要となる経費をハード交付金において支援を行ってきたところです。

ただし、有料老人ホーム等の以下の施設（※）については、避難が困難な要介護者を主として入居させるもの（定員のうち、要介護 3～5 の入居者が半数以上を占める場合）のみ義務づけられています。こうした施設については、入居者の重度化に伴い、将来的に設置が義務づけられるようになるため、引き続き、ハード交付金において支援が必要であるため、スプリンクラーの設置に向けて補助を行うものです。

（※）補助対象施設

- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 宿泊を伴うデイサービス
- ・ 生活支援ハウス等（生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。）

■ 補助対象外施設

- ① 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと（市町村への協議時点で設置義務違反となっており、消防署等からの指導が入っているもの）
- ② 有料老人ホームについては、市町村への協議時点で届け出が完了していないもの
- ③ 宿泊を伴うデイサービスについては、「別添 3 整備計画一覧表」のうち、年間、月間の両方ともに利用人数実績（宿泊利用者／総数）が 5%を以下のもの

○提出の前に市町村において必ずご確認いただき、対象外の施設については協議にあげないようにしていただくよう、よろしくお願い致します。

<補助対象面積の確認作業について>

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示しするとおりです。

<複合型施設の場合の確認手順>

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3)で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

<面積按分の仕方の例>

建物全体の総床面積 984.60㎡（3階建て）

1階：屋内駐車場	100.00㎡（補助対象外部分）
デイサービスセンター	228.20㎡（補助対象外施設：⑫）
2階：有料老人ホーム	192.80㎡（補助対象施設：④）
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡（補助対象施設：②）
3階：有料老人ホーム	328.20㎡（補助対象施設：④）

手順1：専有面積の確認

⑫ デイサービスセンター	204.60㎡
④ 有料老人ホーム	495.80㎡
② 小規模多機能型居宅介護事業所	117.30㎡

$$\text{専有面積の合計 } ⑫+④+②= \underline{817.70\text{ m}^2}$$

手順2：共有部分の面積の確定

$$\text{建物の総床面積 } 984.60\text{ m}^2 - \text{専有部分の面積の合計 } 817.70\text{ m}^2 -$$

$$\text{補助対象外部分（屋内駐車場） } 100.00\text{ m}^2 = \underline{\text{共有部分の面積 } 66.90\text{ m}^2}$$

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

④ 有料老人ホーム

$$\text{共有部分の面積 } 66.90\text{ m}^2 \times (\text{有料老人ホームの専有面積}$$

$$495.80\text{ m}^2 \div \text{専有面積の合計 } 817.70\text{ m}^2) = \underline{40.56\text{ m}^2}$$

② 小規模多機能型居宅介護事業所

$$\text{共有部分の面積 } 66.90\text{ m}^2 \times (\text{小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積}$$

$$117.30\text{ m}^2 \div \text{専有面積の合計 } 817.70\text{ m}^2) = \underline{9.60\text{ m}^2}$$

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

④ 有料老人ホーム

$$495.80\text{ m}^2 + 40.56\text{ m}^2 = 536.36\text{ m}^2$$

$$\text{小数点以下第一位を四捨五入し、} \underline{536\text{ m}^2}$$

② 小規模多機能型居宅介護事業所

$$117.30\text{ m}^2 + 9.60\text{ m}^2 = 126.90\text{ m}^2$$

$$\text{小数点以下第一位を四捨五入し、} \underline{127\text{ m}^2}$$

■記載要領について

1. 先進的事業整備計画書（別添1）

ア 「施設の種類」の欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。

イ 「補助対象床面積（㎡）（a）」の欄は、小数点以下は四捨五入すること。

ウ 「交付基準単価（自動火災報知設備等を設置する場合）（c）」、「交付基準単価（消防機関へ通報する自動火災通報設備を整備する場合）（d）」、「交付基準単価（消火ポンプユニット等を設置する場合）（e）」の欄は、実施要綱別表に記載する単価の範囲内で必要な金額（※）を入力すること。

エ 「国土強靱化地域計画への記載」の欄は、ドロップダウンリストより「有」又

は「無」を選択すること。

オ 「対象経費の実支出（予定）額」、「交付（予定）額」の欄は、千円単位で記載すること。

カ 「交付（予定）額」の欄は、「算定基準による算定額」と「対象経費の実支出（予定）額」を比して、低い方の額を記載すること。また、小数点以下は切り捨てること。

(※) 必要な金額とは、見積書類等で確認できる金額と事業所側で申請された額の低いものを言う。

2. スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート（別添2）

ア 記入上の留意点に従って、施設単位で作成すること。

イ 対象となる施設が含まれている当該建物全体について、指定のとおり算出すること。

3. 整備計画一覧表（別添3）

ア 「施設の種類」の欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。

イ 「補助対象床面積（㎡）（a）」の欄は、小数点以下は四捨五入すること。

ウ 「交付基準単価（1㎡あたり）（b）」の欄は、千円単位で記載すること。また、小数点第2位まで記載すること。

エ 「交付基準単価（自動火災報知設備等を設置する場合）（c）」、「交付基準単価（消防機関へ通報する自動火災通報設備を整備する場合）（d）」、「交付基準単価（消火ポンプユニット等を設置する場合）（e）」の欄は、実施要綱別表に記載する単価の範囲内で必要な金額を入力すること。また、千円単位で記載し、小数点以下は四捨五入すること。

オ 「国土強靱化地域計画への記載」の欄は、ドロップダウンリストより「有」又は「無」を選択すること。

カ 「交付予定額」の欄は、千円単位で記載すること。また、小数点以下は切り捨てること。

キ その他、記入上の留意点に従って記入すること。

4. 同一建物における複合施設について

同一の建物について、対象施設が2つ以上あるときは、それぞれについて所定の様式を記入し(**2部提出**)、協議の対象部分、対象経費が重複しないように留意すること。

■留意点

- ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。
- イ m^2 単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。
- ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。
- エ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。
- オ 消火ポンプユニットを必要としないスプリンクラーの整備（水を使わない薬品による消火装置等）については、消火ポンプユニット分は対象外となる。
- カ 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）の他、見積書等、費用の算出根拠がわかる書類を添付するよう努めること。
- キ 消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。（次の例を参照。）

例) 補助対象面積 500m^2 、補助対象外面積 300m^2 の複合型施設

(1) 消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が3,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$3,000\text{千円} \times 500\text{m}^2 / 800\text{m}^2 = 1,875\text{千円}$$

$$1,875\text{千円} \leq 2,320\text{千円} \text{のため、算定額 } 1,875\text{千円}$$

・スプリンクラー

$$9,26\text{千円} \times 500\text{m}^2 = 4,630\text{千円}$$

・協議額 $1,875\text{千円} + 4,630\text{千円} = \underline{6,505\text{千円}}$

(2) 消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が5,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$5,000\text{千円} \times 500\text{m}^2 / 800\text{m}^2 = 3,125\text{千円}$$

$$3,125\text{千円} \geq 2,320\text{千円} \text{のため、算定額 } 2,320\text{千円}$$

・スプリンクラー

$$9.26 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 = 4,630 \text{ 千円}$$

・協議額 $2,320 \text{ 千円} + 4,630 \text{ 千円} = \underline{6,950 \text{ 千円}}$